

食品衛生法施行条例別表第1から別表第3までの知事が別に定める基準（平成12年岩手県告示第296号）の一部を次のように改正する。

平成27年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後																								
<p>1 条例別表第1の知事が別に定める基準</p> <p>(1) 共通基準</p> <p>次のア又はイに掲げる基準のいずれかを適用する。ただし、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の営業でない営業については、業態その他の状況により知事が公衆衛生上支障がないと認める事項の基準について、適用しない。</p> <p>ア 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）により衛生管理を行う場合の基準</p> <table border="1" data-bbox="188 999 770 1724"> <tr> <td data-bbox="188 999 295 1048">衛生的</td> <td colspan="2" data-bbox="295 999 770 1048">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1048 295 1626">措置</td> <td data-bbox="295 1048 440 1626">食品等の取扱い</td> <td data-bbox="440 1048 770 1626">1～7 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="188 1626 770 1675">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="188 1675 770 1724">[略]</td> </tr> </table> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	衛生的	[略]		措置	食品等の取扱い	1～7 [略]	[略]			[略]			<p>1 条例別表第1の知事が別に定める基準</p> <p>(1) 共通基準</p> <p>次のア又はイに掲げる基準のいずれかを適用する。ただし、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の営業でない営業については、業態その他の状況により知事が公衆衛生上支障がないと認める事項の基準について、適用しない。</p> <p>ア 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）により衛生管理を行う場合の基準</p> <table border="1" data-bbox="874 999 1457 1724"> <tr> <td data-bbox="874 999 981 1048">衛生的</td> <td colspan="2" data-bbox="981 999 1457 1048">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1048 981 1626">措置</td> <td data-bbox="981 1048 1126 1626">食品等の取扱い</td> <td data-bbox="1126 1048 1457 1626"> 1～7 [略] <u>8 食品等の運搬に当たっては、温度、湿度その他の状態の管理に注意するとともに、必要に応じ、食品等を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。</u> <u>9 食品等の販売に当たっては、販売量を見込んだ仕入れを行う等適正な販売を行うこと。</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="874 1626 1457 1675">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="874 1675 1457 1724">[略]</td> </tr> </table> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	衛生的	[略]		措置	食品等の取扱い	1～7 [略] <u>8 食品等の運搬に当たっては、温度、湿度その他の状態の管理に注意するとともに、必要に応じ、食品等を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。</u> <u>9 食品等の販売に当たっては、販売量を見込んだ仕入れを行う等適正な販売を行うこと。</u>	[略]			[略]		
衛生的	[略]																								
措置	食品等の取扱い	1～7 [略]																							
[略]																									
[略]																									
衛生的	[略]																								
措置	食品等の取扱い	1～7 [略] <u>8 食品等の運搬に当たっては、温度、湿度その他の状態の管理に注意するとともに、必要に応じ、食品等を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。</u> <u>9 食品等の販売に当たっては、販売量を見込んだ仕入れを行う等適正な販売を行うこと。</u>																							
[略]																									
[略]																									
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																									